

第33回 東京弁護士会人権賞 受賞者決定

東京弁護士会人権賞選考委員会（委員長 福田泰雄一
橋大学名誉教授）は、2018年度の人権賞受賞者を決定し、
昨年12月3日に司法記者クラブで発表した。受賞式は
2019年1月11日の当会新年式で行われる。受賞者のプロ
フィールは次のとおりである（敬称略）。

かたやま ただあり
◎片山 徒有（被害者と司法を考える会代表）

昭和31年8月21日生まれ

1997年、当時小学2年生の息子の隼^{しゅん}さんを自宅付近の
交差点での交通事故で亡くす。この際、捜査機関からの
不起訴処分^{いさげ}の理由さえも教えてもらえないといった理不尽
な対応を機に、被害者支援と司法制度改革の必要性を感じ
る。そして、2000年に被害者支援団体「あひるの一会」、
2007年に「被害者と司法を考える会」を設立。「あひるの
一会」の被害者支援活動は、相談、助言、危機介入支援、
司法手続の支援、心的外傷の軽減等の多方面に及ぶ。また、
「被害者と司法を考える会」の活動は、前記団体の活動を
さらに一歩進めたものとして、被害者の苦衷の軽減には司
法制度改革が必要と考えて、犯罪被害者等基本法、少年
法、公訴時効等について、国会・政党・法務省法制審議会
等の場で発言や提言を行う。これらの活動は、現在各地の
被害者支援のさきがけであることもさることながら、現在の
被害者等通知制度の制度改革に通じた意義は大きい。

また、被害者支援の枠に止まらず、再犯を防ぐことが新
たな被害者を生まないことになるとして、加害者にも目を向
けた活動のなかで、加害者の更生には被害者の苦しみを理
解することが重要との思いに至る。そして、少年院在院者
及び刑務所等の講演等で、自らの経験の中から被害者の苦
しみを懸命に考えることを伝える。

隼さんの交通事故から20年が経過する現在も、自己資

金を投じながら、被害者支援、司法制度の改革、あるいは
犯罪や非行をした者に対する教育等に積極的に尽力し、修
復的司法を実践したともいえる活動を続ける。

◎永山子ども基金

代表 大谷 恭子

「永山子ども基金」は1997年8月1日に死刑執行された
永山則夫の遺言「本の印税を日本と世界の貧しい子供たち
へ、特にペルーの貧しい子どものために使ってほしい」を
実現するために元弁護士らによって、1997年に設立。

翌年には、ペルーの子どもたちの自立を支援する組織「マ
ントック」への支援金送付が開始され、さらにそこから生ま
れた、働く子ども・若者運動体「ナソップ」に対しても支
援対象を広げる。「永山子ども基金」は、印税が先細りにな
る中、2004年以降、毎年チャリティーコンサートを企画
して新たな財源を生み出し、「ナソップ」活動を地道に支え
続け、活動拠点となる「ナソップの家」の建設を可能とし
た。また、同支援活動の中で、日本のフリースクール「東
京シューレ」の子どもたちとの交流も実現させる。

「永山子ども基金」の長年の活動を支えた強い思いには、
ペルーの子どもたちとの交流で生まれた彼らの活動に対する
連帯感に加え、永山裁判・判決、そこでの少年犯罪に対す
る司法の対応、死刑制度そのものに対する疑念があった。
犯罪に及ぶ原因・動機は様々であるが、置かれた社会・家
庭環境を抜きに語れない犯罪も多く、犯罪者を極刑に処し
て何が解決されるのか、さらには冤罪もしばしば生まれる状
況にあって死刑制度を存続させていいのか、「永山子ども基
金」は市民に対しこうした問題提起を行ってきた。このよ
うに「永山子ども基金」の活動はそのこと自体意義のあるも
のである。